

東京都キャップ&トレード制度

「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」第6回会合 議事録

1 日時

平成30年8月30日（木曜日）午前8時45分から午前10時52分まで

2 場所

東京都庁第二本庁舎10階210・211会議室

3 委員等

(1) 委員（五十音順）

東京大学大学院 工学系研究科 建築学専攻 教授 赤司泰義 委員 【当日欠席】

早稲田大学 政治経済学術院 教授 有村俊秀 委員 【当日欠席】

公益財団法人 自然エネルギー財団 常務理事 大野輝之 委員（臨時委員）

株式会社大和総研 調査本部 主席研究員 河口真理子 委員

名古屋大学大学院 環境学研究科 教授 高村ゆかり 委員（座長）

千葉工業大学 創造工学部 建築学科 教授 望月悦子 委員

(2) その他

早稲田大学 理工学術院 創造理工学部 建築学科 田辺新一 教授

（「優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る審査委員会」委員長）

4 議事

(1) 中小規模事業所向け地球温暖化対策報告書制度における新たな取組について

(2) 2020年度以降のキャップ&トレード制度について－削減義務率等－

5 配布資料

資料1 削減義務実施に向けた専門的事項等検討会 委員名簿

資料2 地球温暖化対策報告書制度における新たな取組について

参考資料 地球温暖化対策報告書制度における新たな取組について（第1回会合配布資料）

資料3 2020年度以降のキャップ&トレード制度について－削減義務率等－

資料4 第三期におけるトップレベル事業所認定の仕組みについて

参考資料 今後の検討会のスケジュール（目安）について

6 議事内容

午前 8時45分 開会

○千田総量削減課長 定刻になりましたので、ただいまより、東京都キャップ&トレード制度、「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」第6回会合を開会いたします。

本日は、お忙しい中、委員の皆様、また、傍聴席の皆様、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。早朝からの御出席につきまして、重ねて御礼を申し上げます。

御案内のとおり、本日の会議は、公開で行うこととなっております。傍聴者の皆様におかれましては、会場が込み合っておりまして、申し訳ございません。議事進行中、傍聴の皆様の発言はできませんので、御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って進めてまいります。

まず、第6回会合の開会に当たりまして、東京都環境局地球環境エネルギー部長の小川より御挨拶させていただきます。

○小川地球環境エネルギー部長 おはようございます。小川でございます。

委員の皆様、早朝からお越しいただきまして、ありがとうございます。また、傍聴の皆様も、早朝よりお越しいただきまして、ありがとうございます。

本日は、第6回の検討会ということで、内容も非常に多岐にわたっております。限られた時間でございますけれども、闊達な御議論をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○千田総量削減課長 続いて、1（2）委員の紹介でございます。

本日の検討会の委員及び臨時委員の皆様は、前回に引き続き、資料1のとおりでございます。なお、赤司委員、有村委員におかれましては、御欠席の連絡を受けております。また、河口委員におかれましては、少々遅れて御参加との連絡を受けております。

本日の検討会では、トップレベル事業所に関する議論を行いますので、トップレベル事業所の認定制度に係る審査委員会委員長でいらっしゃいます、早稲田大学理工学術院の田辺新一先生に御出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

続きまして、1（3）今後の検討会のスケジュールにつきまして、参考資料に沿って御説明させていただきます。

本日の第6回検討会では、中小規模事業所向けの地球温暖化対策報告書制度における新たな取組についてと、キャップ&トレード制度においては、削減義務率等についてということで、区分ごとの削減義務率、新規参入事業所の取扱い、バンキングなどについて、御議論いただきたいと存じます。また、最後に、トップレベル事業所認定の仕組みについて、御議論いただきたいと考えてございます。

次回は、9月下旬を予定しております。本日、結論が出ない事項もあるかと存じますので、継続して検討が必要な事項についてということと、これまでの検討結果の取りまとめを御議論いただく予定でございます。その後、パブリックコメントを1か月間実施いたしまして、第8回検討会で決定事項の取りまとめを行い、秋頃に決定事項の公表を行ってまいりたいと考えてございます。

今後のスケジュールについては、以上でございます。

また、議事の開始に当たりまして、1点御報告がございまして、私と、中小規模事業所対策担当の福安は、公務の都合によりまして、議題2の途中で退席をさせていただきます。何卒御了承いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、これからの議事の進行につきましては、高村座長にお願いしたいと存じます。高村座長、どうぞよろしくお願いいたします。

○高村座長 ありがとうございます。

皆さん、おはようございます。本日の議事ですが、次第にありますように2点ございます。議事2の途中で休憩時間をとればとは思っておりますけれども、進行の状況を見て判断をしたいと思います。

それでは、資料2について、事務局から御説明をお願いできますでしょうか。

○事務局 中小規模事業所向け地球温暖化対策報告書制度における新たな取組について、御説明させていただきます。

始めに、参考資料として配布させていただいております、第1回会合配布資料を御覧ください。

制度の概要と現行制度の実績は割愛させていただきまして、スライド5から説明させていただきます。

これまでの成果と課題でございます。今回の制度改正の課題認識といたしまして、エネルギー使用量は、全体の延床面積が増えていることも影響して増加傾向、原単位は震災後に削減が進んだものの、その後は横ばいであるという点でございます。また、約半数の事業者は削減が進んでいないという状況でございます。

続いて、スライド8を御覧ください。

今後の新たな取組につきまして、2点ございまして、1点目は、優良な者を評価する仕組みの導入でございます。事業者の取組意欲を喚起するために、義務提出者を対象に評価の仕組みを導入し、優良な者にランクを付与し、公表するものです。CO₂削減率だけでなく、原単位についても評価に取り入れていきたいと考えております。2点目は、再生可能エネルギーにつきまして、中小の報告書制度において、再エネ導入状況の報告を新設し、評価に反映していくものです。

続きまして、スライド10を御覧ください。評価の指標につきましては、CO₂排出量削減率と原単位改善率について、複数年の平均で考えております。スライド11にグラフでお示しさせていただいております。青色の第一象限のグループにつきましては、原単位とCO₂両方の削減が進んでおりまして、対策は進んでおります。紫色の第四象限の扱いが、今回御検討いただきたい内容でございます。

続きまして、スライド13、削減の水準についてです。2030年の省エネルギー目標の達成に向けて必要な水準として、CO₂の総量で、年平均削減率が1.3%以上、かつ原単位も同じように1.3%以上の水準を一案として御提示させていただきました。

続いて、スライドの16、評価区分でございます。1.3%以上の削減、改善が進んだ者を、優良な事業者として評価していきたいと考えております。Sランクが1.3%以上、また、それ以上に特に優秀な実績につきましては、SSランクといった分けでございます。

ます。ＳＳランクの水準につきましては、本日御検討いただきたい内容でございます。また、再エネ導入が進んでいる事業者には、加点を付与する形で、例えばＳＳ☆などといった公表を考えております。

前回御検討いただいた内容は、以上でございます。

続いて、資料２にお戻りいただきまして、こちらの資料の御説明をさせていただきます。

スライド２でございます。第１回の検討会でいただいた御意見についてでございます。

「ご意見１：原単位を改善した事業者の取扱いについて」でございます。事業者の削減分布状況で、第四象限、ＣＯ₂排出量は増加しているが、原単位は改善している事業者を考慮して、評価・公表することについて検討が必要との御意見をいただきました。

「ご意見２：評価にあたっての削減水準について」でございます。ランクを付与される事業者の割合を踏まえ、水準の検討が必要との御意見をいただきました。

「ご意見３：任意提出者（大企業以外）の評価の仕組みについて」でございます。中小企業でも、しっかり取り組んでいる事業者を評価できる制度の検討が必要との御意見をいただきました。

「ご意見４：都民に対するアピールについて」でございます。一般の人がよく使う身近な施設が多いことから、ランクが与えられた際には、店舗に貼り出すことができるなど、事業者がアピールできる仕組みの検討が必要との御意見をいただきました。

続いて、スライド３でございます。

始めに、ご意見１についてでございます。事務局案では、原単位は改善しているものの、延床面積の増加等の理由により、ＣＯ₂排出量が増加した事業者を考慮し、一定の評価・公表を行いたいと考えております。具体的には、主に、第四象限の青色ゾーンに該当する事業者ということになります。第四象限の中に分布する事業者は、全員原単位が改善しておりまして、ＣＯ₂の総量の削減状況、グラフの上側に来るか、下側に来るかの差は、延床面積の増減が影響しているものです。このため、省エネに対する取組努力という点では差はないと考えられますので、対象範囲につきましては、青色のゾーンとしていきたいと考えております。

続きまして、ご意見の２についてでございます。事務局案では、ランクを付与する削減水準は、複数の区分設定をするとともに、評価区分の表示方法を工夫してまいりたいと考えております。特に優良な削減実績を達成した者は、評価ランクをＳＳといたしまして、その水準は、直近５年平均の排出量削減率が１．３％以上、かつ原単位改善率が２．６％以上の水準を考えております。また、優良な削減実績を達成した者は、評価ランクをＳといたしまして、その水準は、排出量削減率が１．３％以上、かつ原単位改善率が１．３％以上２．６％未満を考えております。この場合の全体の事業者に占める割合は、２０１６年度実績により再計算した結果、ＳＳで１４．４％、Ｓで６．４％でございます。評価対象の年度によってこの割合は増減いたします。なお、下段の※に記載させていただきましたが、２０３０年目標の達成に向けて、より多くの企業が省エネ行動に努め、ランクを取得する企業の割合が増えていくことが望ましいものと考えております。

次のスライド５に、ＳＳとＳランクの分布のイメージを記載させていただきましたの

で、御参照いただければと思います。

続いて、ご意見3についてでございます。今回の事務局案では、任意提出者は、別途定める要綱に基づき一定の条件を設けて、義務提出者に対して評価・公表する仕組みを導入してまいりたいと考えております。一定の条件と申しますのは、任意提出の場合、全事業所の報告について、条例による義務がなく、設置する一部の事業所だけでの提出が可能ですので、都内全ての事業所について報告を行っていること、また、複数年の評価を行う趣旨から、連続して提出していることを条件といたします。

最後に、ご意見4についてでございます。事務局案では、ランクを付与された事業者が、所有する事業所に掲示できるツールを提供すること、また、一般都民向けに、例えばSSランクの企業の優良事例を、セミナーや都の広報媒体でPRしていただくことや、ESGに関心の高い投資家や株主に向けた情報発信を工夫してまいります。

続いて、スライド7、再生可能エネルギー等についてでございます。

第1回の検討会でお示しいたしましたとおり、再生可能エネルギー等の導入状況に関する報告事項を設けてまいります。具体的には、現行制度において、再エネ等の導入状況に関する報告はございませんが、表のとおり、低炭素電力の買電や、証書の購入状況も含め、今回の改正で、その有無について事業所ごとに報告していただきます。また、※に記載のとおり、近年、再エネを積極的に導入する企業が増えており、そのアピールを希望する企業に対応できるよう、事業者単位で再エネの導入によるCO₂削減量等の目標値や実績値を任意で御報告いただけるよう、様式を整備いたします。

最後に、スライド8、再生可能エネルギーの活用のPRについてでございます。こちら第1回の検討会でお示しいたしましたとおり、御報告いただいた再エネ等の導入状況を基に、☆印などで評価してまいります。算定方法といたしましては、低炭素電力、証書、再エネ設備の設置の、いずれかの取組を実施している事業所を「再エネ導入事業所（仮称）」とし、その事業者が設置する全ての事業所に占める再エネ導入事業所の割合に応じて評価いたします。再エネの評価水準につきましては、今後、企業へのヒアリング等により、実態を把握した上で決定させていただきたいと考えております。過度に高い水準とならないよう、十分に検討を行い、優れた取組を後押しできる水準を設定してまいります。

資料の説明は以上でございます。

○高村座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました資料2について、委員の皆様から御意見、御質問をいただきたいと思っております。

この資料2については、冒頭に御説明がありましたように、第1回の検討会で、御説明いただいた大筋の方向性については了承したものでありますけれども、その中で委員の先生方から出た御意見について、事務局から追加で御回答いただいているという位置付けの資料でございます。その上で、さらに御質問、御意見がございましたらお願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○大野委員 まず現状の確認ということで、参考資料、前回資料のスライド5で、これは、義務的提出になっている方の原単位の改善の推移が書いてあるんですけど、大体これで見

ると、2009年から2015年までで、大体10ポイントぐらいの改善になっているということだと思います。

これはこれでももちろん大事な成果なんですけれども、一方で、キャップ&トレードの対象事業者さんが、もう少し改善率が高かったんじゃないかと思うので、それはある意味、総量削減義務という義務的な制度と、それからこういう義務的じゃない制度の違いということなので、キャップ&トレード制度の成果の意義があるということでもあると思うんですけれども、一方で見方を変えれば、中小規模の事業者にもっと削減の余地はあるということだと思うので、これを更に促進するための新しい仕組みを考えるということはいいいことじゃないかなと思います。

具体的な提案の中身なんですけれども、一つは、今日の資料2のスライド4、ここで評価をする水準として、排出量削減率が1.3%以上で、かつ原単位改善率が2.6%以上ということで、この1.3%というのは要するに、東京都の2030年目標を直線的にやっていく場合、年平均これぐらいになるということですよね。ですから、排出量削減率はそれぞれ、全ての東京都の努力のレベルということで、ただ、原単位の改善率はその2倍以上ということですから、ちょっとこれで本当に十分なのかというのは、なかなか分かりがたい点もありますが、最初に制度として、これからスタートしてみるというのもいいのではないかなと思います。

ただ1点、逆に、再生可能エネルギーの評価の仕組みとして、新たな仕組みを考えているわけですが、これはスライド8ですけれども、今回の改正案では、全ての事業所に占める導入事業所の割合に応じて評価ということで、事業所数の割合ということなんですけれども、これは、スライド7を見ると、導入しているというのは、必ずしも自家消費、例えば、コンビニの上に太陽光発電を載せるとか、そういう形だけではなくて、証書を買うとか、そういうことも含めて全ての導入事例ということですよね。そうすると今度、非化石価値証書なんかも入ってきますから、導入するというだけでは、相当導入が容易になる。容易になるのはいいことなんですけれども、ですから、単に少し使っているというだけで、果たしてそんなに評価に値するかなということもあるので、どういうものを、導入されたというふうに認定するかという仕組みとか、基準というのは、少しよく考えたほうがいいんじゃないかと思います。

以上です。

○高村座長　ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

望月委員、お願いいたします。

○望月委員　先ほど、1.3%、2.6%というお話がありましたが、値の根拠がよく分かりませんが、おそらく2倍ということで決めているのだと思います。イメージとしては、SSとSの割合として、SSが半分ぐらいになるように値を設定したほうが、頑張った成果をきちんと評価されたと感じてもらえるのではないかという気がします。そう考えますと、SSの最低基準の値を、もうすこし引き上げて良いと思いました。

○高村座長　ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

河川委員、お願いいたします。

○河川委員 私も、この1.3%と2.6%というのは何でこうしたのか分からないというのと、SとSSの分布が悪い、あまりバランスがよくないなということと、あと、評価をして、これを都民に公表できる仕組みにしてしまうということになると、かなり企業のイメージとかということと関わってくるので、そこがちょっと曖昧であったりとか、現状はとりあえず1.3%でいいやというみたいな感じでいて、やっぱり2.5%にしようみたいに、途中で変えられたりする場合には、一旦もうそういう形でSSとかいって店舗に出しているような事業者がいるような場合は、結構抵抗が大きいというか、また、変えづらくなってしまうと思うんですね。

内部だけの制度でしたら、専門家だけが理解するので、変えてもいいんですけども、外にそれをアピールできるということになると、やはりどういう根拠でやるのかと。外部の人がこのSSって何ですかとお店に行き聞いて、お店の人が、答えられなかったりすると混乱してしまうと思うので、外に出すということはすごくいいと思うんですけども、そのときの根拠に関しては、いろいろな人からの意見に耐えられるような正当性というか、根拠というのをしっかり作っておかれたほうがいいかなと思います。

○高村座長 ありがとうございます。

他にはございますでしょうか。

それでは、私のほうから2点、本日の資料2の7枚目と8枚目の再生可能エネルギーのところなんですけれども、一つは御質問です。スライド7のところなんですけれども、低炭素電力の受入れと証書等の環境価値の利用は、CO₂排出量の数値に反映をしないというのは、仮に利用しても、報告するCO₂排出量はそのままということなんでしょうかという御質問です。むしろ、低炭素電力を受け入れて、排出係数の低いものを導入されたその分を反映してあげるのがよいのではないかと思いますので、こちらの御趣旨を確認させていただければと思います。

二つ目は、大野委員からあった、スライド8の点でして、これは、いろいろ考慮されて、事業所単位で、まず評価をしてみようということだろうと考えてはいるんですけども、他の自治体さんで、再エネ導入を条例等で義務付けをされた際に、屋根の一部にパネルを置いて、それで義務を果たしましたといったような例があるというのも伺っておりまして、むしろ、総体としての導入の努力が、事業所数以外の形で、もし表せるような単位がもし見つかるのであれば、そちらのほうがいよいのではないかと思います。例えば、再生可能エネルギーのこうした三つの取組の導入によって、どれだけ全体のエネルギー消費を低炭素化できたかといったような努力基準みたいなものが、もしうまく見つかるのであれば、そうした形のほうが事業所数よりはよいように思っております。これは、大野委員の御質問と同じ趣旨かと思います。

他に御質問、御意見はございますでしょうか。

河川委員、お願いいたします。

○河川委員 ちょっとどこまで現実的か分からないんですけども、今、国のほうというか、世界的には、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の議論がすごく進んでいて、最近ずっと、TCFDの話をあちこちで聞いているんですが、今のところは、何

となく、もやとしたTCFDというのがあって、気候変動情報について、財務情報として開示させなきゃいけない、さあどうしようかぐらいの感じなんですけれども、1年、2年経つてくると、大体どういう形で開示をすればいいかという絵が出てくると。これは、財務情報として開示しなければいけないということなので、かなり拘束がきついものになるんですが、これは、都の話なのでということはありませんけれども、都で事業をしっかりとやっていて、こういう情報を、例えばTCFDの中に活用できるという会社も決して少なくないと思うので、そちらの動向もそれなりに把握をされて、うまくリンクというかそのまま使える配慮とかをされたらいいかなと。具体的に何をどうというのは、ちょっとよく私も分からないんですけれども、ちょっとフォローされておいたほうがいいかなという気はいたします。

○高村座長 ありがとうございます。

他に御質問、御意見はございますでしょうか。

(なし)

○高村座長 よろしいでしょうか。

それでは、いくつか質問、それから、御意見が追加で出ているかと思いますが、事務局から御回答がもしございましたら、お願いできればと思います。

○福安中小規模事業所対策担当課長 御質問をありがとうございます。

まず最初に、大野委員、高村委員から、再生可能エネルギーの取扱いということで御意見、また御質問をいただいたところかと思います。報告書制度でございますけれども、現在、報告書の様式といたしましては、CO₂の排出量を報告するということで、再エネの導入をしているかどうか、また、導入量について数値として求めるということはいたしておりません。

今後、そこを事業者の方に、報告書の中に定量的に記載を求めていくかどうかというところは、今回の改正の中では、その業務量、事業者側の負担というところも考慮いたしまして、なかなかそこまでは求められないだろうということで、今回の資料2の7ページの※のところに記載させていただいておりますとおり、事業者単位での再生可能エネルギー等の導入によるCO₂削減量等については、別途、任意で報告できるような欄を設けまして、そちらに書いていただくということにさせていただきたいと思っております。

ただ、こちらはそういったことで、PRしていただけるように、受入体制を作っていきますが、評価制度のときに、☆マークを付けていくということで、その評価の水準というものを、どういう水準で決めていくかというところにつきましては、もう少しヒアリングなどを通じ実態を把握いたしまして、今後決めさせていただきたいと思っております。

ただ、事業所の中で、例えば、一事業所だけ太陽光を入れていればそれで評価されるというようなことを考えているものではなくて、事業者の取組意欲を高められる水準で設定していきたいと思っております。

それから、御質問の中で、望月先生、河口先生からいただきました、SSランクとSランクの水準の割合、1.3%、2.6%という考え方ですけれども、まず、ベースとしては、今回の報告書制度の改正のポイントといたしましては、CO₂の総量の削減率、こちらを1.3%ということをしっかりと2030年まで達成していただきたいということ

ろが趣旨でございます。その上で、特に優れた事業者の方々については、原単位を一つの指標として出しまして、2.6%という数字を設定いたしました。こちらは、2倍という置き方をしていますが、こちらもいろいろな原単位の水準を、推計いたしました。例えばSSランクとSランクの割合、こちらを逆転させるというようなことをやっていくという計算をした場合、原単位の改善水準が3%を超えることになりまして、事業者の皆様にとっても、原単位の改善が3%以上ということ求めていくというのは、過度に水準を高くすると、取組意欲をそぐという可能性もあるかなというふうに懸念したところでございます。

資料の中で申しますと、本日の資料の4ページの、下段の※のところにも記載させていただきましたが、2030年目標の達成に向けて、より多くの企業が省エネ行動に努めていただくこと。このSSランク、Sランクを取っていききたいという、取組意欲を高めていききたいという主旨を鑑みまして、今回、1.3%、2.6%という水準を設定させていただいたところでございます。

それから、河口委員からお話いただきました、企業のこの取組努力を、一般都民や、株式の投資家、株主ですとか、あと、先ほどTCFDというようなお話もいただきましたけれども、現在、いろいろなステークホルダーが出てきていて、情報開示が求められているという状況にあるかと思います。こういった事業者単位の評価というものは、CO₂の削減を確実に実行されているということの一つの証でございますので、ぜひ積極的に、東京都としても各種媒体にPRしていきたいと思います。最近、ESGも非常に耳にすることが多くなっておりますけれども、こういったところに働き掛けていけば、効果的にこの企業の取組が世の中に伝わっていくかということも、広く調査させていただきまして、効果的な周知の在り方というのは考えていきたいと思っております。

最後に、高村先生から、再エネについて、報告書のCO₂排出量の数値への反映というところにつきましては、先ほど冒頭にお話しさせていただきました、制度の現状はそういった状況でして、事業者の皆様は、まずは再エネが入っているか、入っていないかと、それを各事業所ごとにチェックしていただいて、まずそこから把握していくと。そこで、各施設にどれくらい設備が置かれているかというものを把握した上で、次のステップとして、次の制度改正のタイミングで、報告書の中に量的な情報を入れていくかどうかというところにつきましては、検討させていただきたいというふうに思っております。

○高村座長　ありがとうございます。

今、事務局から御回答いただきましたけれども、追加で御質問はございますでしょうか。

河口委員、お願いいたします。

○河口委員　御説明ありがとうございました。

それで、ちょっと疑問に思ったんですけど、このSSランク、Sランクを決める理由として、直近5か年の平均と書いてあるので、ということは、実績が変わっていくと、評価が落ちちゃうところとか、上がってくるところとか、毎年変わる可能性があるという、そういう理解でよいでしょうか。2018年度のSSランクとか、2019年度はちょっと落ちちゃったからSランクとか、そういうことはずっと想定されているということなん

でしょうか。

○福安中小規模事業所対策担当課長　そうですね。毎年度、直近5か年の集計をして評価をしていきたいと思っております。ただ、年度ごとに増減というのは出てくると思いますので、そこを平準化する意味で、5か年平均をとらせていただいたのですが、河口委員がおっしゃるとおり、毎年評価していきますので、事業者によっては、出入りというものは出てくるということは考えております。

○高村座長　他に御質問、御意見は追加でございますでしょうか。

私から、これは要望でございますけど、スライドの7枚目のところは、御趣旨はよく分かりました。特に中小の事業者さんの負担を考えて、まずは導入状況を報告していただくという御趣旨ということですね。削減量の目標なり、実績値が報告できるような様式整備もしていきますということでしたが、任意で出してくださる事業者さんが、もしいらっしゃるとすると、先ほどのSSないしはSランクの評価の削減量に入れてあげたほうがいいのではないかと思います。提出の義務付けをする必要はない、ただ、努力をして排出削減をしようと思っていられる中小の事業者さんの評価、例えばランク付けには反映できるように、自主的に提出がされたものについては、そちらの評価付け、つまり排出削減量に反映をするようなことも考えていただけるといいんじゃないかと思っております。これは要望でございます。

他に追加で御質問はございますでしょうか。

(なし)

○高村座長　それでは、第1回の検討会で大筋の了承をいただいた制度改正、中小事業者さんの取組を進めるための、第三期からの新しい取組として、こうした評価制度等々を作っていたかということです。こうした取組のおおむねの方向については、御了承いただいていると思いますが、よろしいでしょうか。

ただ、事務局のところで細かな評価の基準等いくつか検討いただく点があるかと思えますので、本日の意見を踏まえて、事務局でより詳細な制度設計を進めていただければと思います。

(異議なし)

○高村座長　よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、続きまして、議題の2に移ってまいります。かなり大きな論点が含まれている資料ですけれども、資料が二つに分かれております。まずは、一つ目の資料について御説明をいただいて、先生方の御意見をいただくという形としたいと思います。

それでは、資料の3について、事務局から御説明をお願いできますでしょうか。

○事務局　では、お手元の資料3、スライド1を御覧ください。

本日のキャップ&トレード制度に関する検討事項でございますけれども、第三期の削減義務率等につきまして、これまでの検討内容ですとか、対象事業者の皆様から寄せられました御意見も踏まえまして、検討いただきたいと考えてございます。

なお、本日の検討会では、現行の基準排出量を継続する場合の例といたしまして、削減義務率等を提示しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

検討事項でございますが、大きく2点ございまして、1点目の、第三期の削減義務率

等につきましては、こちらに書いてございます、四つの事項を検討いただきたいと思いますと考えてございます。2点目は、トップレベル事業所認定の仕組みについてでございます、こちらは別の資料4で、別途御説明させていただきます。

それでは、スライド2を御覧ください。

本日は、削減義務率について御検討いただきますが、御検討に当たりまして、制度の考え方、2020年度以降の取組の方向性につきまして、改めて御説明したいと思います。

2007年度に策定いたしました「気候変動対策方針」では、今世紀の半ばまでに世界全体の温室効果ガス排出量を半減以下にするという認識の下、第一に省エネの徹底、第二に再エネの積極的な活用によって低CO₂型都市への転換を目指すというものでございました。そのような方針の下、大規模事業所には、大量排出者として、率先して削減に取り組んでいく責務があるということから、2008年度にキャップ&トレード制度の導入を決めたものでございます。

スライド3へお進みください。

2010年度から始まりました第一期、また、それに続く第二期では、東京都の2020年までの削減目標の達成を目指しまして、省エネの取組を中心に削減に取り組んでいただきました。2020年度以降の第三期、第四期は、2030年までの新たな削減目標の達成、また、その先の脱炭素社会を見据えまして、省エネと再エネの利用拡大によって、更にCO₂削減を推進していく、そういう新しいステージであると考えているものでございます。

スライド4は、将来の望ましい姿として考えてございますゼロカーボン事業所のイメージですが、こちらも以前にお示しした資料でございます。

それでは、スライド5を御覧ください。

こちらでは、2030年目標からバックキャスティングするときに、第三期、第四期の必要削減量の配分をどのようにすべきか御検討いただきたいと思います。

最初に、第一期、第二期の削減義務率を設定した際の配分の考え方を御説明しておきたいと思いますが、第一期、第二期は、2020年目標に向けた取組の考え方といたしまして、最初の5か年の第一期を「大幅削減に向けた転換始動期」、続く5か年の第二期を「より大幅な削減を定着・展開する期間」と考えまして、2020年目標までの削減量を3：7に配分して削減義務率を設定してございます。

2020年度以降の第三期、第四期の制度は、先ほども申し上げました、2030年目標の達成、また、その先の脱炭素社会を見据えまして、取組を進化させる新たなステージとしまして、省エネの継続と、再エネの利用拡大を推進していくフェーズと考えてございます。特に、再エネの利用拡大に関しましては、低炭素電力の選択行動の大幅な拡大に期待しているところでございます。そういったことから、2030年目標からバックキャスティングして、削減義務率を算定する際の必要削減量の配分につきましても、最初の5か年である第三期を転換始動期、第四期を定着・展開期と捉えまして、3：7に配分する考え方が適当ではないかと事務局では考えてございます。

続いて、スライド6を御覧ください。

第三期の平均の削減義務率を27%とお示ししてございますけれども、こちらでは、

オフィスや工場などの区分別の削減義務率について御検討いただきたいと思います。

本制度では、オフィスや商業ビルなどの事業所を区分Ⅰ、工場や上下水施設、また、廃棄物処理施設などの事業所を区分Ⅱと分類いたしまして、それぞれの事業所の特性を踏まえた削減義務率を設定してございます。

また、区分Ⅰにつきましては、自己熱源が主体の事業所を区分Ⅰ－１、地冷などからの熱の供給を多く受けている事業所を区分Ⅰ－２に分類してございます。地域冷暖房等の熱を多く利用している区分Ⅰ－２の事業所では、一般的に、事業所の全体のエネルギー消費量の３割ほどを占めている主要な設備であります熱源の更新などによる削減が困難である、といったことを考慮いたしまして、削減義務率を２ポイント低く設定してございます。

また、区分Ⅱにつきましても、事業所全体における熱源、空調、照明といった汎用設備のエネルギー消費割合が区分Ⅰより少なく、これらの設備の更新等の省エネ対策による削減が少ないことを考慮いたしまして、削減義務率を２ポイント低く設定してございます。

スライド７を御覧ください。前回の第５回検討会では、点検表を活用した省エネ余地の算定結果をお示ししたところでございますけれども、省エネ余地を区分別に見てみますと、区分Ⅰ－１とⅠ－２では、先ほど申し上げました、主に熱源の設備更新などによる省エネ余地の差の影響から、全対策の省エネ余地で比較して２ポイントほど差が生じているという結果でございました。また同様に、区分Ⅰと区分Ⅱとで比較してみますと、汎用設備の割合が少ないことの影響等から、全対策で見ますと、２ポイントほど省エネ余地に差が生じてございました。なお、区分Ⅱでは、生産設備等における省エネ余地も見込んだ結果でございます。

第三期、第四期は、省エネの継続と再エネ利用拡大の両輪で削減を進めていくフェーズでございまして、第三期は、２０３０年目標に向けた最初の５か年、始動期であるということから、第一期、第二期と同様に、省エネ余地の差を考慮いたしまして、各区分の削減義務率を設定してはどうかと、事務局では考えてございます。具体的な削減義務率でございしますが、こちらの表に記載しておりますように、区分Ⅰ－１では２７％、区分Ⅰ－２、区分Ⅱでは２５％という案でございます。

なお、資料右下には、区分別の基準排出量に対する削減実績を掲載してございます。緑色でお示ししているのが第一期の実績、ブルーで表示しているのが第二期の２年度目であります２０１６年度時点の実績でございまして、いずれの区分も、事業所全体の平均で見てみますと、第一期が２０％前後、第二期２か年度目も２５％前後の実績となっております。

以上が、区分別の削減義務率に関する御説明でございます。

続いて、スライド８へお進みください。

こちらでは、第二期に行いました特別な配慮事項につきまして、第三期での取扱いを御検討いただきたいと思いますと考えてございます。

「大幅削減に向けた転換始動期」と位置付けた第一期の実績などを踏まえまして、第二期は、「より大幅な削減を定着・展開する期間」と位置付けまして、第一期より９ポイント高い削減義務率を設定してございます。それと同時に、第二期の特別な配慮といたしま

して、次の3点の対応を実施してございます。

一つ目が、中小企業が2分の1以上所有する大規模事業所を削減義務の対象外としたものでございます。下の※に記載してございますけれども、中小企業の資金基盤等が弱いことを考慮いたしまして、第二期から削減義務の対象外といたしました。なお、削減義務の対象とはなりません、大規模事業所として対策を推進していただき、計画書の提出・公表も行っていております。こちらにつきましては、第三期においても継続するものと考えてございます。

2点目は、電事法第27条による使用制限の緩和対象事業所に対する削減義務率の緩和でございます。

3点目が、第一期の途中、又は第二期から新たに削減義務の対象となった事業所であり、新規参入事業所への対応でございます。

以上の3点が、第二期に行った特別な配慮でございます。

スライド9へお進みください。

2点目の、電事法第27条の使用制限の緩和対象事業所について御検討いただきたいと思いますが、最初に、電事法第27条の使用制限というものが、どのようなものであったかについて、御説明しておきたいと思います。

使用制限を行った背景、目的でございますけれども、2011年の東日本大震災の影響により、電力供給力が大幅に減少しまして、大幅な需給ギャップが発生いたしました。計画停電の不実施を維持するため、需要面におきましては、使用最大電力を一律15%削減するという需要抑制目標が立てられまして、大口需要家、小口需要家、家庭の各部門、それぞれで対策を講じるということが示されました。さらに、契約電力が500kW以上の大口需要家には、電事法第27条に基づきまして、前年夏の使用最大電力から15%削減ということが罰則付きで義務付けられたものでございます。

使用制限の対象は、今申し上げた、契約電力500kW以上の事業所でございます、前年夏の使用最大電力から15%削減というのが制限の内容でございます。

このような使用制限は、東電管内では2011年7月1日から9月9日の9時から20時の時間で行われたものでございます。一方で、このような使用制限の対象となった事業所のうち、生命・身体の安全に不可欠な施設等に対しまして、ピーク削減が困難であるといった観点から、使用最大電力の削減率を15%から緩和するなどの対応がとられておりました。緩和対象になった施設などにつきましては、スライド10から12までに掲載してございます。医療関係や、老人福祉・介護施設に始まり、いくつかの施設が緩和の対象となっております。

スライド13を御覧ください。

この電事法第27条の使用制限を踏まえまして、本制度の第二期に行った対応の考え方を御説明したいと思います。

第二期の削減義務率は、2013年に検討・策定してございます。その検討段階では、第一期の最初の3か年、2010年から2012年までの対象事業所の削減対策の状況などの分析と併せまして、2011年度に実施されました電事法第27条の使用制限の影響につきましても検討してございます。

電事法第27条の使用制限は、需要側での使用最大電力の削減の順守を主な目的とした、罰則付きのものでございました。ただし、ピーク削減の困難性などの観点から、緩和措置もとられていたというものでございます。制限緩和は、一律15%の削減を、0%から10%程度に緩和するといった措置がとられまして、例えば、削減率が0%に緩和された事業所では、使用最大電力の15%削減は不要である、とした措置でございます。

このような状況から、東京都といたしましては、使用最大電力の削減率が0%又は5%に緩和された事業所につきましては、使用制限の緩和を受けました2011年度には、一部の省エネ対策の計画的な実施が比較的困難であると、社会的にも配慮されたと捉えることが適切ではないかと考えました。これは、使用最大電力の削減が義務付けられた時間、これが9時から20時まででございましたけれども、長時間に及んだということから、実質的には、全ての事業者に省エネ対策が求められたものであったと解釈したのもでございます。

こうしたことから、使用制限の程度が0%又は5%に緩和された事業所の一部につきましては、2015年度からの第二期、より大幅な削減を定着・展開する期間として、第一期より9ポイント削減義務率が高くなる第二期の特別な配慮、限定的な対応といたしまして、削減義務率を緩和することとしたものでございます。

こちらの表には、本制度において緩和対象といたしました用途と、その緩和の程度をお示ししております。電事法第27条の制限緩和対象であったもののうち、削減率が0%又は5%に緩和された事業所を第二期の緩和対象としておりまして、0%に緩和されていた事業所は第二期の削減義務率から4%減じまして、削減率が5%に緩和されていた事業所は2%減じるという緩和を行ったものでございます。

それでは、スライド14を御覧ください。

こちらでは、第二期に緩和を行った事業所につきまして、これまでの削減実績等をお示ししております。左側のグラフを見ていただきますと、緩和を受けた事業所につきまして、グリーンの棒グラフで第一期の削減実績を示してございますが、第一期の実績を見ていただきますと、緩和を受けていない事業所より、削減実績が低い状況ではございますけれども、全体平均で見ても、第一期の削減義務率8%、6%は上回る削減実績となっております。第二期緩和対象であった事業所におかれましては、削減を進めていただいた結果であると考えてございます。

また、ブルーの棒グラフが第二期2か年度目時点の削減実績でございますけれども、こちらを見ていただきましても、緩和対象の事業所は制度全体の平均的なレベルよりはやや低いという状況が見られますけれども、全体では、第二期2か年度目の時点で、第二期の削減義務率17%又は15%を超える削減を達成していただいている状況でございます。

右側のグラフは省エネ余地をお示したものでございます。緩和対象の事業所におきましても、第三期までの省エネ余地が見込まれることが御覧いただけるかと思います。

以上のことを踏まえまして、第三期における対応でございますけれども、電事法第27条の使用制限及びその制限緩和が終了して10年程度経過する第三期におきまして、2011年度に実施されました電事法第27条の使用制限による影響をどのように考えて

いくべきかについて、御議論いただきたいと考えてございます。

なお、対象事業所からは、第3回の意見表明会におきましても、第二期と置かれている状況が変わらないことから、第三期にも電事法に関連する義務緩和は継続していただきたいという声が寄せられているところでございます。

それでは、スライド15へお進みいただけますでしょうか。

こちらでは、3点目の新規参入事業所への対応について御説明いたします。

新たに削減義務の対象となる事業所に対する制度導入時の基本的な考え方でございますけれども、制度開始は2010年度でございますが、制度開始以降に削減義務の対象となる事業所を新規事業所と呼んでございますが、そのほとんどが新築された事業所でございまして、制度開始以前から稼働している事業所を既存事業所と呼んでございますが、既存事業所と比較いたしますと、一定程度、省エネ設備などが導入されている事業所が多いことを想定いたしまして、基準排出量の算定方法に一定の対応を行っております。

第一期の新規事業所の基準排出量の設定でございますけれども、表の中に書いてございますように、過去の排出実績に基づく方法に加えまして、東京都が定めております排出標準原単位、これは2005年度から2007年度の排出量をベースにした原単位でございますけれども、こちらを用いて設定することができるようにしてございます。ただし、過去の排出実績に基づく方法を用いる場合には、適切な対応をとらずに、故意に基準排出量を増加させることが可能となってしまいますため、事業所における取組状況が都が定めておりますガイドラインに適合することを条件としてございます。

削減義務率につきましては、新規事業所も既存事業所と同様の削減義務率を適用する取扱いとしてございまして、第一期は2020年までに2000年比25%削減に必要な削減義務率として、8%、6%を適用するというものでございます。

続いて下の表では、第二期の対応でございますけれども、基準排出量の設定は先ほど申し上げた第一期と同様としてございます。過去の実績又は排出標準原単位を使うという、2つのいずれかの方法で設定いただくことになっております。

削減義務率につきましては、第一期と同様に、既存事業所と同様の削減義務率を適用することを原則としてございますけれども、第二期には、2020年までに25%削減することに向けて、「より大幅な削減を定着・展開する期間」であるということで、削減義務率が第一期より9ポイント高くなることを考慮いたしまして、削減義務率の段階適用の仕組みを取り入れてございます。具体的には、第二期から新たに削減義務の対象となった事業所には、第一期の削減義務率である8%又は6%を適用するというものでございます。

また、第二期の追加的な配慮といたしまして、第一期の途中から削減義務の対象となった事業所に限りまして、削減義務の対象となってから最初の5年間は、第二期に入りましても第一期の削減義務率を適用いたしまして、その後、第二期の残りの期間に第二期の削減義務率を適用するという対応を行ってございます。

スライド16を御覧ください。

こちらでは、ただ今御説明いたしました、新規事業所の基準排出量や削減義務率の適用の例をお示ししてございます。新規事業所の例を見ていただきますと、こちらは、2011年度に事業活動を開始した事業所の例でございまして、その翌年の2012年度

に、制度の対象要件である1,500kL以上となって、第二期の初年度である2015年度から、義務の対象となるという例をお示ししたものでございます。

2012年度以降2014年度まで3か年度連続して1,500kL以上になりますと、その翌年度の2015年度から、削減義務の対象となるという仕組みになってございまして、第二期ではございますけれども、第一期の削減義務率を適用するという対応にしております。

また、この場合の基準排出量の設定でございますけれども、過去実績に基づく方法では、削減義務の対象となる4年度前から前年度までの4か年度、青い点線で囲ってある部分でございしますが、この4か年度のうち、原則いずれか連続する3か年度平均値で設定していただきます。また、新規事業所では、排出標準原単位に基づく方法を基準排出量の設定に選択いただくこともできますので、左側に書いております2005年度から2007年度の排出量ベースで、東京都が定めております排出標準原単位を用いて設定していただくこともできるものでございます。

下段に既存事業所の例をお示ししてございますけれども、既存事業所の場合の基準排出量は、2002年度から2007年度のうち、原則いずれか連続する3か年度の平均値で設定していただくものでございます。

それでは、スライド17を御覧ください。

こちらには、第一期、第二期の削減義務率の適用イメージをお示ししております。口頭での御説明では削減義務率の適用が分かりづらいかと思っておりますので、このような表を御提示しました。

第一期の途中から削減義務の対象となった事業所は、5年間第一期の義務率が適用されまして、その後、残りの第二期の期間に、第二期の義務率17%又は15%が適用されるというものでございます。

また、第二期から削減義務の対象となった事業所には、第二期の削減義務率である17%ではなく、第一期の削減義務率である8%又は6%が適用されるという対応にしております。

新規事業所のこれまでの削減実績でございますけれども、第一期の途中から削減義務の対象となった事業所では、制度全体の平均的な削減レベルより低い状況が見えていただけたかと思えます。ただ、第一期、第二期の削減義務率以上の削減は達成していただいている状況でございます。また、第二期から削減義務の対象となった事業所につきましても同様に見ていただきますと、第二期2か年度目の削減実績は、全体の平均的なレベルよりは低い状況でございますけれども、第二期の削減義務率程度の削減は達成していただいている状況でございます。

また、省エネ余地を見ていただきますと、新規事業所は新築の事業所が多いことから、第三期までに設備更新の対象となる機器が少ないことが影響しておりまして、省エネ余地は、全事業所と比較して少ない傾向となっております。

スライド18を御覧ください。

こちらには、新規事業所に多い主な業種の排出原単位を比較しております。用途は、事務所、情報通信、商業の例を掲載してございます。一番左側が基準年度ということで、

既存事業所の基準年度の排出量ベースの原単位をお示ししています。原単位は kg-CO_2 を床面積 m^2 で割った値でございます。

事務所用途で見てみますと、基準年度である2002年度から2007年度の排出量ベースでは、140程度となっております。その隣には、東京都が設定しています、基準排出量の設定に用いていただく排出標準原単位、これは2005年度から2007年度の排出量ベースでございますが、こちらの値を掲載してございまして、事務所用途では100という値でございます。2015年度の排出量を見ていただきますと、これは実績値になりますけれども、全事業所で見ていただきますと、事務所では96.1、その中でも新規事業所だけで見てみますと、90台の数値となっております。

また、情報通信用途の排出標準原単位は380と記載してございますけれども、これは、情報通信用途全体の値として、情報通信用途の中でもデータセンターの場合には、記載してございませんが、610という排出標準原単位を設定しております。この値を参考にさせていただきまして、2015年度の排出量実績を見ていただきますと、情報通信用途全体では675、新規事業所でも600台の数値となっております。

商業用途も同じように見ていただきますと、排出標準原単位が160でありまして、2015年度の排出実績では全体で133、新規事業所では120台という値になってございます。

続いて、その下の表には、新規事業所の基準排出量の設定方法別の事業所数割合をお示ししてございます。第一期の途中から義務の対象となった事業所では、約75%が過去の排出実績に基づく方法で基準排出量を設定しておりまして、残りの25%が排出標準原単位を使用して基準排出量を設定していただいております。

第二期から削減義務の対象となった事業所は、それぞれ5割程度というような状況でございます。

第三期における対応でございますけれども、これまでの対応も踏まえまして、新規事業所について、基準排出量の設定でございますとか、削減義務率、また、追加的な配慮として行った対応をどのように考えるべきか、本日御検討、御議論いただきたいと考えてございます。なお、対象事業所からは、新規参入事業所への削減義務率の段階適用などの仕組みは有効に機能しているものであり、第三期にも継続していただきたいというような声が寄せられてございます。

それでは最後に、スライド19を御覧ください。

バンキングの仕組みについて御説明したいと思います。本制度では、早期削減を促す観点から、制度導入時よりバンキングの仕組み、これは、早期の省エネ投資などの成果である超過削減量を、後期の削減義務の達成に活用していただくことができる仕組みでございますけれども、こういった仕組みを制度導入時から導入しているところでございます。なお、早期削減を促すという観点から、制度導入当初より、BOROINGの仕組みは導入しておりません。

一方で、東京都では、低炭素・脱炭素社会の実現に向けて、継続的な追加削減を推進していただく必要があると考えてございます。バンキングを無制限に認めることは、後期における追加的な実削減の影響というものが懸念されることから、翌期

に限るとしてございます。

対象事業所におきましては、制度導入が決まった２００８年度以降、早期削減に取り組まれまして、第一期初年度の時点で、既に第一期の義務率を上回る基準排出量比１０％の削減を達成いただいています。さらに２０１１年度の震災後の電力危機に多くの対象事業者の皆様に対応していただき、その後も無理のない賢い節電にシフトしていただきながら、大きくリバウンドすることなく削減を継続していただいております。その結果、第一期には、９割もの事業所が取引をせず、自らの削減対策で義務を達成していただき、直近の実績でございますが、約８割の事業所で既に第二期の削減義務率以上の削減を達成していただいております。

対象事業所からは、新たな基準排出量を設定するという事務局案では、これまでの削減努力が反映されなくなることから、早期削減の成果であるバンキングの期限撤廃の要請もございました。しかし、現行の基準排出量を継続することで、これまでの早期削減の成果を継続して反映することができると考えてございます。また、第三期、第四期には、２０３０年目標の達成、またその先の脱炭素社会を見据えまして、省エネの継続に加えまして、再エネの利用拡大を図るフェーズとして、更なる追加削減を期待する時期であると考えてございます。

以上のことを踏まえまして、現在、翌期までとしているバンキングの仕組みを、早期削減の観点などから、第三期以降にはどのような取扱いとすべきか、御検討いただきたいと思います。

スライド２０、２１には、前回の検討会でお示ししました、省エネ余地の結果などについて、参考でお付けしております。

資料３の説明は以上でございます。

○高村座長 ありがとうございます。

ただいまの資料３について、キャップ＆トレード制度の削減義務率の考え方、あるいは新規参入事業者、バンキングなど、これまでも議論をしてきたものについて、まずは現行の基準排出量を継続すると仮置きをした場合に、こういう全体の制度設計になるのではないかというのを見せていただいたと思います。今事務局からいただきました御説明について、委員の皆様から、御意見、御質問をいただければと思います。いかがでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○大野委員 いくつか意見があるんですけれども、５ページのところで、第三期と第四期の配分の話が出てきまして、第三期は平均２７％、第四期は参考値として３５％と、段階的にやっていくと。これは前回も意見を申し述べたのですけれども、もと第一期、第二期というのは、本当に総量削減義務制度が初めて始まって、そういう意味では、新しい制度だということもあって、その準備期間が必要だということで、第一期については８％又は６％、第二期でかなり大幅に１７％又は１５％にしたという経緯があったのですよね。ただ、第三期、第四期を考えると、もう制度が始まって１０年が経っているわけですから、そういう意味でも、この制度の定着というのがかなり進んでいるということを考えると、果たしてこういうふうに差を

つける必要があるのだろうかという議論もあるんだと思うんです。また、さらに、第二期の段階での削減実績で、もう既に25%、26%削減を達成しているということを考えると、果たして27%という水準で、本当に削減が進むのだろうかという懸念もあるのですよね。ここはなかなかよく考えるべき論点があるのだらうと思います。

ただ、もちろん一方で考えると、今、達成されている25%なり26%の削減というのは、やはり国の平均的な部門の削減率からすれば、相当進んでいるということですよ。それから、先ほど中小制度で見た、中小制度の場合は原単位ですけれども、10ポイント程度大幅に進んでいると。ということは、やはり25%なり26%の削減を達成しているというのは、東京都の義務的制度の効果と、対象となっている大規模事業者さんの努力が相まって、実現したものであるということも言えると思うんです。

そういう意味では、今後、2020年から始まっていく第三期について、今現在のレベルから大幅な削減にはならないけれども、これまで達成された、国を上回る、あるいは制度対象外の事業所の削減を大幅に上回るものを維持して、着実にやっていくという意味では、しかも、東京の経済が更に発展していくことを想定するわけですから、これを維持して着実にやっていくということは、一つ意味があるだろうと、そういう評価も可能だと思うんです。

もう一方、東京都が、東京の事業所、特に大規模事業所の方と一緒にあって、目指すべく水準というのは、本当はもっと高いのだらうということも事実だと思うんですよね。

ただ、前々回ですか、事業者の方から意見をお聞きする中では、残念ながら、必ずしもそういうところまでは、合意が形成されていないんだなということを私も感じました。ですから、そこはそういう状況を考えて、第三期については、こういう数字でいくということもあり得る選択だと思いますが、ただ、やはり本来、東京都という行政体や、東京の大規模事業所に求められる、期待される水準からすれば、必ずしもこれでいいという水準ではないんじゃないかという認識を持った上で、いろんな今後の取組を進めていく必要があるんじゃないかと思います。

それはもう一つの次の議論に影響するんですが、個別には、また後で申し上げますけれども、この後、いろいろな緩和をする仕組みが入っていますけれども、そういう緩和をする仕組みはどうすべきかということも、今まで申し上げたみたいな、27%という水準が、今既に達成しているレベルから考えると、極端に大きな追加的な削減の努力を求めるものじゃない、削減というのはCO₂削減ですから、再エネの活用努力も含んだ話ですけれども、そういうことを前提に、果たしてこういう緩和が必要かどうかということを考える必要があるんじゃないかと。まずは、そこまで申し上げておきます。

○高村座長　ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

河口委員、お願いいたします。

○河口委員　5ページ目なんですけれども、まず、何となく疑問というか、思ってい

るのは、外から見ると、第一、第二期というのが、最初のファーストであって、第三、第四期というのは、また違う段階だということで、制度設計として、一からもう一回出直してやりましょう的な発想があると思うのですが、既にやっている方からすると、ずっと継続してやっている感じの話なので、また一から出直してやりましょうという発想が、既に動いている仕組みに混乱をもたらさないのかなと。ずっと継続しているんだから、そのままいってもらったほうがやりやすいということもあるのではないかなと、前から思っているんですね。

なので、大野委員もおっしゃったんですけれど、一から出直すから、第三期、第四期の配分を3：7にするとか、そういう発想になると思うんですけれども、果たしてそれが必要なのか。意識としてはずっと継続をしているものであったら、すごく削減させられたとか、また、何だか知らないけれど、弱くなって、また、強くなるのかみたいな感じに受け止められると、どうなのかなと思いました。

それから、その後の義務率の緩和の話なんかのところにも関わるんですけれども、やはり今年の夏の暑さとかというと、とんでもない状況になっていますから、商業施設に入るとオアシス、入らないと死ぬぞぐらいの、外を歩いていると死ぬぞぐらいになっている中で、やはり空調に関しては昨年と違う、涼しくしてあげないと死ぬという、先日もどこかの病院で、クーラーが効かずに多くの方が亡くなってしまったみたいなこともあると思うので、今までのような気温帯だったらいいのですけれども、ちょっと気温のこととかを考えると、空調施設が大事な事業者に関しては、やはりもうちょっと違う感じで判断しないと、また、来年も多分同じくらい暑くなるということが想定されるということを考えると、今までのように、夏の暑さがそれほどでもなかったというのとちょっと違って、多分冬もめちゃくちゃ寒くなったりするような可能性も高いと思うので、何とも言えないんですけど、このあたり、フレキシブルに考えてあげないと、お金がないから、空調は効きませんでしたとか、止めちゃいました、人死んじゃいましたとか、変なことになりかねないので、そこは少しゆとりを設けたほうがいいかなという気がいたしました。とりあえず、以上です。

- 望月委員 私も河口委員と全く同じ意見で、やはり生命に関わるような施設に関しては、ある程度緩和をしてあげたほうが良いと思います。

あと最初の大野委員の意見とも重複すると思いますが、資料の14枚目あたりで、新規参入する事業所については、震災から10年近く経過していますので、もし仮に第三期を比較的緩めの義務にするのであれば、最初から緩和する必要はないかと思いました。

以上です。

- 高村座長 他にございますか。本日、委員が少ないこともありますが、私個人の意見もいくつか申し上げようと思います。

一つは、電事法に基づく使用制限、又は制限緩和を一つの根拠として、若干義務を緩和するという制度ですけれども、先ほど望月委員がおっしゃった趣旨に近いかもしれませんが、個別の区分で配慮が必要な事業者の区分はあり得ると思いますけ

れども、少なくとも電事法の２７条の使用制限は、一種ピークカットを義務的に求め、急激なピークカットができない事業者について区分を設定して、削減の緩和をしたというのが趣旨だと理解しています。ただし、今もはやそういう状況ではなく、これが議論されたのが２０１３年だったので、そういう議論だったんだと理解しやすけれども、日本のエネルギー状況は随分変わってきています。それはエネルギーの供給もそうですけれども、需要側の意識も取組もです。先ほど御紹介あったように、削減の取組が遅れているとか極端に異なるということでもないと思います。むしろ、そういう意味では、電事法２７条に基づく緩和ということではなく、個別に、やはりどうしてもこの事業所区分については、一番理由として説得的なのは、国民の生命との関係かもしれませんけれども、その観点からもう一度洗い直しをすることを考えていただくほうがよいのではないかなと思います。

それから、二つ目は、新規参入事業所への対応でありますけれども、これはなかなか制度としても悩ましい。悩ましいというのは、どういうふうにするのが最もいいかというのは悩ましいところがあると思います。今、基準排出量の設定方法が二つあると思いますが、スライドの１５枚目に御紹介いただいているように、都が決めた排出標準原単位、２００５年から２００７年の排出に基づくものと、個別の事業所さんの過去の排出実績に基づく方法とがあると思います。一般的な言い方をすると、２００５年から２００７年の都が決めた排出標準原単位を用いる限りにおいては、緩和をする必要はない。つまり、他の事業所、既設のものと同じ土俵で基準排出量が決まっているということだと思いますので、一般論として言うと、特にそこで新規と既存で、大きな違いがあると私は思いません。

個別の事業所さんの過去実績を使う場合ですけれども、これを選択する場合に、いわゆる、過去実績との関係で、一気に他の事業所さんと同様に排出を削減する、例えば、２０％といったような水準で排出を削減することができるのかという議論はあるかなと思います。基準排出量をどう考えるかで、どのように削減義務率の配慮をするかが決まる、これらはリンクをしているのではないかなと思います。具体的にこうしたらということではなくて、論点出しです。

もう一つは、三期、つまり２０２０年を超える時点になると、都としても、この検討会でも御議論いただきましたけれども、やはり低炭素エネルギーの利用が、いずれにしても削減に果たす役割が大きくなっていく、そして、２０３０年を超えていくと、「ゼロエネルギー事業所」の実現というビジョンを持っていらっしゃるとすると、この新規参入事業者への配慮を三期にどうするかという問題がありますけれども、少なくとも４期の段階では、既に制度の対象となっていらっしゃる事業所さんと、そんなに大きく差を設けるということではない、例えば、新規に入ったので、一期と同じ８％、６％という、そういう水準でよいということではおそろくないだろうと思います。ですので、三期の制度対応は、そういう意味では、２０２０年以降の想定、あるいは都が目指すビジョン、絵姿を想定しながら、最終的には、一つの制度に収れんしていくような工夫ができないかなと思います。極めて一般的なコメントでございます。

ここから司会に戻りますが、他に何か御意見ございますか。

大野委員、お願いいたします。

○大野委員 先ほど、全般の話しかしなかったのですが、個別の話ですけれども、御提案いただいているいろいろな事項の中で、一つは、電事法の話ですけれども、これは今もあったように、もう10年前の事情の話を継続して、それを根拠に何か決めるというのは、常識的にちょっとあり得ない話だと思います。やはりあのとき、もちろん皆さんも御記憶だと思うんですが、2011年度、その前に、2010年度というのが、東京電力管内の最大電力需要が、6,000万kWだったんですね。それが震災で、東京電力の原発も火力発電も相当ダメージを受けて、とても供給が追いつかないという中で、急遽導入されたものだと。ただ、実際はどうなったかというと、2011年は、確か4,900万kWぐらいだったかな、5,000万kWを割るような水準になったと思うんですね。その1年間は、かなり緊急対応、いろいろな対応があったのですけれども、その後、それがすっかり定着していったということで、状況が全く変わっていますから、仮に何か個別的な事情を考えて、特定の業種について緩和する、一般とは違う義務率を適用することがあるかもしれないけれども、いずれにせよ、電事法を利用したやり方ということでは、全く合理性がないと思うので、そういう意味でも、やめたほうがいいと思います。

ただ、個別的にどうかということは、これは今日この場で詳しく議論できないのだろうけれども、今、お話に出た医療施設なんかは、そういうことがあり得るかなとは思いますが、ただ、これも東京都の制度は、年間を通した制度でありますから、夏場のピークだけのものではないですよ。逆に医療施設は、熱需要なんかもかなりあるので、逆に削減の余地があるかもしれない。それがいろいろと総合的に検討されて、必要があるかどうかを検討するのがいいんじゃないかなというふうに思います。

それからもう一つ、バンキングについての意見なんですけれども、これは現在のルールをそのまま生かしていこうということだと思います。これが、御説明にあったように、基準年度を変えるということになると、確かに以前に努力した人の削減努力をどう反映するかというのは重大な問題なので、そういう意味で、公平性を担保するという意味から、バンキングしたものを今まで以上に認めるということは、一つの議論としてはあり得たかなと思うのですが、大体今の議論の流れというのは、基準年度は維持していこうということなので、そういう根拠はなくなったということを見ると、現在のとおり、次の期までは認めるけれども、それ以上は認めないというルールを適用するのが妥当なんじゃないかなというふうに思います。

もう少しその理由を言うと、先ほど申し上げましたように、第三期の27%というのは、今までの努力を維持してもらうという水準ですから、そこにさらに大幅な第一期の削減量、バンキングまで持っていったら、全く先に進めなくなってしまうと。逆に言えば、今のレベルを維持することもしなくてもいいみたいな話になっちゃうので、これはやはり趣旨に反するというふうに思います。

それから、設備投資を大幅にやって、新規の設備投資を加速する観点から、バン

キングはあったほうが良いという意見もあると思うのですが、第一期の削減というのは、確か制度開始の前までに15%ぐらい減ったのですよね。相当運用努力でやられた部分があると思うので、そういう意味では、それをそんなに継続するという必要はないんじゃないかなと思います。

あともう一つは、今までこの制度にどう対応するかということを事業者の方がお考えになるときに、バンキング量というのは、次の期には持ち越せるけれども、二期は持ち越せないということを前提に動いていたわけですよね。当然、それを前提にして、いろいろな行動をされてきたと思うのです。都の制度は取引もできるのだけれども、取引はやらないで、自分の削減に使おうとか、いろいろな判断を、そういう既存の今までのルールを前提にしてやられていたわけですから、これで突然ルールを変えてしまうというのは、そういう意味では、公平な運用という観点から疑問があるので、やはり今までどおりのルールを、第三期にも適用するのが妥当ではないかなと、そういうふうに思います。

○高村座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

河口委員、お願いいたします。

○河口委員 重なるんですけれども、やはり第三期、第四期ということで、新しくリニューアルする部分と継続しなきゃいけない部分ということを考えると、こういうボローイングの制度とか、そういう仕組みに関しては、やはりあまり変えるのは望ましくないであろうと思います。一方で、電事法に基づく緩和というのは、あのかの特殊事情ということで考えると、それはリニューアルしたほうが良い。時代からして、ずれちゃっている古いデータなんかは、多分リニューアルしたほうが良いと思うんですけれども、仕組みとしては、あまり変えないほうがやりやすいということがあるんじゃないかなというふうに思いました。

それから、新規事業所の考え方なんですけれども、私はちょっとよく分からないんですが、今たくさん新しいビルが建っていて、かなり最新鋭の機器、仕組みになっているんだろうなというのを見ていて思うので、そういうビルというのは、最新鋭のものを入ってしまったならば、削減余地というのが、もう余地がないぐらいというか、最高レベルをやってしまったという発想なのか。それでも、削減余地があるのか。まだあまり現実的でないかもしれないんですけれども、ZEBなんていうのも出てくるので、ZEBだったらゼロなので、削減できないよねという話になるし、Nearlly ZEBみたいなものも、これから出てこようという中で、こういった、本当に削減したくてもできませんぐらいの高効率のビルというものが出てきた場合に、これをどう捉えるのか。さらにそこから削減しなさいねということを想定すると、最初は緩くやろうよという話に絶対なと思うんですよね、事業者として。本当はゼロでいけるんだけど、削減しろと言われるのだから、最初はちょっと緩くちょっと出しながら減らしていこうかなみたいな判断に当然なと思うんですけれども。一定以上のZEBとか、Nearlly ZEBみたいなものが出てきた場合の扱いをどうするのか。これも削減義務を課すのか。逆にそういうビルを作ろうとしているのだったならば、このルールからは除外して、その代

わりゼロでやってよと、そっちのほうの結果として望ましいわけですから、そういったものの考え方をどのように考えればいいのか。新規の事業所の人たちが、最初からしっかり削減するというふうにしてもらうのであれば、変に削減義務というのを課すよりは、別なスタイルがあるんじゃないかなとも思ったりするので、そのあたりの御意見をお願いいたします。

○望月委員 質問も含まれてしまうと思いますが、例えば、第二期から新規参入して緩和されている事業所については、低く設定された義務率のパーセンテージに対して余剰分がバンキングされるわけですね。そうしますと、このバンキングをどんどん持ち越していってしまうと、新規参入で義務率が緩和されている事業所については、本当に努力しなくてもずるずるいけてしまうことになるので、私も大野委員と同様に、やはりバンキングの持ち越しは翌期までにすべきだと思います。新規参入でも、最初の緩い制限に対しては意外とクリアできている可能性もありますよね。たまたま緩和してもらっているけれども、結構実力はある事業所もあると思いますので、あまり制度を複雑にするのはよくないとは思いますが、ある程度、できるところは頑張ってもらような仕組みにしたほうが良いと思います。

○高村座長 今、いくつか御質問、御意見がありましたけれども、今の時点でもし事務局から何かお答えがあればお願いできればと思います。なければもう少し御意見を伺おうと思いますけども、いかがでしょうか。

○事務局 新築ビルで削減が可能なのかというについて、対象事業所の皆様の取組状況をお聞きして、実態を把握するように努めているんですけども、新築ビルは既存事業所と比べて削減が進みやすいのか、省エネ余地がどれだけあるのかといいますと、ちょっと難しい面もあるだろうということは伺っていて感じております。

高効率な熱源、照明が導入されていて、外皮もかなり高断熱化されたビルで、設備更新が当面ない中で、運用対策でどこまで省エネを深掘りできるのかというところは、新規事業所への対応を検討する上でのポイントになってくるのかと思います。

運用対策で急激に10%、20%削減というのは、なかなか厳しいという状況は実態としてもあるのかと思いますので、そういったことを踏まえながら、ただ一方で、望月委員からいただきましたように、できる部分は必ずあるとは思いますが、その水準をどのようにしていくことが適切なのか、御意見を踏まえて考えていきたいと感じております。

○高村座長 ありがとうございます。他に追加で、御意見はございますでしょうか。

○大野委員 意見ではないですけど、新規の話は、おそらくこの後で、田辺先生御参加で、トップレベルの話ともおそらく関係すると思うので、併せて議論されたほうがいいんじゃないかなと思います。

○高村座長 ありがとうございます。他にございますか。よろしいですか。

今、大野委員もおっしゃっていただきましたけれども、私も同じように見ておまして、おそらくここの検討会の中で、できるだけ早く、事業所がZEB、ゼロエミッションの事業所になっていくそうしたインセンティブがつくような制度であるべきだというのは、共通した認識だと思います。これをどう制度の中に落としてい

くかを考えると、やはり今日出していただいた論点が、複合的に関わっているというふうに思います。

今まで、いわゆる削減義務率の緩和という形で、ある意味では配慮をし、あるいはバンキングという形でできるだけ早い投資を促進させるという仕組みを使ってきたと思います。これらをどういうふうに整理をするか。もう一つは、Z E Bといったような、事業所をゼロエミッション化したところには、トップレベルの事業所に認定をすることで、そこでまた一定の配慮もされるという仕組みが入っていますので、こうした三つぐらいの制度をどういうふうに組み込むかということかと思います。

ですので、今の議題2の資料3について、とりあえず、意見を出していただきましたが、トップレベル事業所の議論と関わっておりますので、次の資料4について事務局から御説明をいただいて、改めて資料3も含めて、御意見をもう一度いただくようにしたいと思いますけども、よろしいでしょうか。

時間が押していますので、休憩なしで行こうと思います。では、資料4について、事務局から、御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは引き続き、第三期におけるトップレベル事業所認定の仕組みについて、御説明いたします。資料4を用いて御説明いたします。資料4、1枚おめくりください。1ページ目を御覧ください。

最初に、トップレベル事業所制度の概要について御説明いたします。

本日、委員の皆様のところには、ガイドラインをお配りしているんですけども、このトップレベルガイドラインですけれども、数多くの評価項目というところを設定しております。

トップレベル事業所は、200項目を超える省エネ対策を実施している事業所でございます。省エネ推進のための体制、設備、運用の取組というところが特に優良な事業所を認定しております。そのため、トップレベル事業所に認定されますと、削減義務率が緩和されるというような仕組みでございます。また、トップレベルは、様々な省エネ対策を実施している事業所という特性もございますので、対象事業所の省エネ対策をより高い水準に引き上げるためのけん引役という役割も期待されております。

また、認定と削減義務率の緩和でございますが、トップレベル事業所に認定されるためには、合計120点満点中80点以上という要件と、後ほど説明いたします不合格要件というものがゼロである必要がございます。要件を満足し、トップレベル事業所に認定されますと、義務率が2分の1に緩和となります。準トップレベル事業所の場合には70点以上で不合格要件が4以内で、削減義務率が4分の3に緩和される仕組みとなっております。

評価項目でございますが、大きく三つの分野に分かれておりまして、一つ目といたしまして、一般管理事項というものでございます。事業所内の省エネの推進の体制であったりというところの評価を行うような事項でございます。

二つ目といたしまして、建物及び設備性能に関する事項で、建物の性能であった

り、設備の性能といったところの評価を行うような項目でございます。

三つ目といたしまして、事業所及び設備の運用に関する事項で、ここの中では、設備の運用であったり、管理方法というところの評価を行うような事項でございます。

また、評価分類として大きく三つ分類がございます。先ほど申し上げた不合格要件というところが、必須項目というところがございます。こちらは、トップレベルに認定されるためには、必ず取り組む必要があるような内容となっております。

続いて、優先的に取り組む必要のある一般項目、取組を行っているときに評価対象といたします加点項目というような分類がございます。

このように、重要度に応じて分類を分けているような仕組みとなっております。

続いて、2枚目を御覧ください。

トップレベル事業所に認定される期間でございますが、一度認定を受けると、ずっと認定をされるというものではございません。原則、認定された年度が属する計画期間の終了年度までというふうになっております。すなわち、例えば第一期認定の場合で考えますと、第一期の最終年度が2014年度という形になります。ただし、第一期に認定された事業所に限り、認定後5年間、削減義務率の緩和という規定を設けております。ここが第一期の最終年度の2014年度に認定を受けた場合には、原則2014年度で終わるとというのが原則なんですけれども、14年度、15年度、16年度、17年度、18年度の5か年が認定期間ということになっております。

また、このトップレベルの認定基準でございますが、評価項目を設定するに当たりまして、まだ、開発段階であったりとか、将来の技術というところを盛り込んでいるというわけではなくて、あくまで実用段階による省エネ対策というところと、達成可能な要求水準というところを見据えて設定をしております。

また、認定に当たっては、公正に認定というところを行っていく必要がございますので、トップレベル審査委員会の委員の意見を聞いた上で認定というところを行っております。

また、認定基準、認定ガイドラインにつきましては、省エネ技術の進展に合わせまして、トップレベル審査委員会の意見等や、事業所の実態というところを参考に見直しをするものとしております。

続いて、3ページ目を御覧ください。

トップレベル事業所の認定状況でございます。制度開始の平成22年度以降、8年間で104事業所が、トップレベル事業所又は準トップレベル事業所に、一度でも認定を受けたことのあるような事業所数となっております。これは制度対象事業所数が約1,200でございますので、対象事業者の約8%という、非常に高水準の事業所というふうになっております。

また、中段のところでございますが、平成29年度からは、トップレベルのロゴマークというものを作成いたしまして、認定証であったり、記念の盾というところを事業者様にお渡しをしております。このロゴマークを使って、トップレベル事業

所であることをアピールしていただいているような事業所というところも増えております。

また、全ての認定事業者からの声を掲載しているわけではないんですけれども、トップレベル認定ガイドラインというところ参考にして、事業所の省エネ取組を見直すことができたというような声にもありますとおり、設計時であったり、改修時にはトップレベルのガイドラインというものを参考にしていただいて、省エネ対策を推進していただいているというような事例が出ているというところもございます。

続いて、4ページ目を御覧ください。

この4ページ目のスライドで、2020年度以降のトップレベル制度の方向性について、説明いたします。これまでの制度運営実績というところを踏まえまして、大きく四つ方針を整理しております。

一つ目でございます。認定基準を実態に合わせて改定をしていく方針でございます。

第二期ガイドラインの策定から、5年程度経過をする第三期におきまして、各種技術の進展というところは、当然あるんですけれども、全面的に見直しをするというわけではなくて、事業者の実態、取組の水準を見ながら改定を行っていきます。例えば、近年は、LED照明等の機器効率の向上についてまず考慮していこうかなというふうに思っています。一方で、竣工の古い事業所の実態を把握した上で、機器の更新時期、メンテナンス頻度等に鑑み、竣工年度、設備設置年度に応じた必須・一般・加点項目の区分変更を行っていく方針でございます。こちら、冒頭で少し申し上げましたとおり、トップレベルに認定をされるためには、不合格要件がゼロである必要がございます。そのため、事業所の実態を鑑みまして、竣工年度であったり、設備設置年度に応じた要求水準というところを適切に見極めていこうというふうに思っております。その結果、分類の変更というところも検討していこうということでございます。

二つ目でございますが、提出様式の簡素化等の申請時の負担軽減というところ図っていく方針でございます。事業者様より、認定に当たって、書類作成の大変さであったり、エビデンスを整備する大変さというところ、非常に負担が大きいというふうに話を聞いております。そのため、簡素化というところを図っていきまして、負担軽減というところを目指していこうというふうに思っております。

三つ目が、削減義務率の緩和の程度というところでございますが、第一期、第二期同様、トップレベル事業所に認定をされた場合は2分の1、準トップレベル事業所に認定をされた場合には4分の3というところに緩和をしていく措置というところを継続してまいりたいというふうに考えております。

四つ目でございますが、こちら、原則計画期間のみ、認定の期間というふうになっているんですけれども、第二期に認定を受けた事業所に限っては、認定後、5年間は有効というところを続けていきたいというふうに思っております。

また、今日御議論いただく内容とは少し離れるんですけれども、今後、詳細につきましては、トップレベル審査委員会の意見というところを踏まえて、ガイドライン

とも検討していきたいなというふうに思っております。

また、申請に当たって、事業者様は1年間、書類の準備であったり、運用の取組というところを見る必要がございますので、今年度末までに、一部見直しをした改定版の認定基準・認定ガイドラインというところを公表していったら、事業者様の申請ができる時間というところも確保していきたいというふうに考えております。

5ページ目以降に、トップレベル事業所が、GRESBの中でも少し評価をされていますという参考資料を掲載しているんですけども、時間の関係もあるかと思いますが、参考資料として掲載しておりますので、説明は割愛させていただこうと思います。トップレベル事業所に関する説明は以上でございます。

○高村座長 ありがとうございます。

それでは、資料4について、今、事務局から御説明いただきましたけれども、委員の皆様から御意見、御質問ありましたら、お願いをしたいと思います。

冒頭に御紹介がありましたように、トップレベル事業所の委員会の委員長の田辺先生も本日来てくださっておりますので、議論にぜひ加わっていただければと思います。では、いかがでしょうか。

河口委員、お願いいたします。

○河口委員 質問なんですけれども、トップレベル事業所に認定されるには、1年ぐらい、大変な御苦労があるという話で、私の疑問としては、先ほどの質問ともかぶるんですけども、これから新規の事業所で、ZEBなどができた場合には、過去の実績がないので、それはこういうトップレベル事業所を認定するときに、どこにはまるのかなという、どういうふうにそれを評価するところにいくのかしらと。今後、ビルを新しく、既にほぼできているようなビルが多いと思うのですが、どうせだったら、最初からトップレベル事業所を目指そうとか、ZEBを目指そうというふうなインセンティブになるのか。この仕組みは、逆にその足を引っ張るような、そういうふうにする必要がないよ、みたいになるのか、その辺の感触というか、レベル感を教えていただきたいんですけれども。

○高村座長 いくつか御質問、御意見をまとめて受けてから、事務局ないしは田辺先生にお返ししたいと思います。他にいかがでしょうか。

大野委員、お願いいたします。

○大野委員 トップレベル事業所の仕組みは、新築、新しいビルについては、削減の余地がないんじゃないかという、制度導入当時の声があって、それに応える仕組みとして作ったというふうに記憶をしているのですが、しかし、実際に作ってみると、この3ページの資料にあるように、東芝さんの例が出ていますけれども、むしろグリーンビル認証のようなものとして使われて、かなり使っていただいたというのは、非常にある意味よかったかなと思っています。そういう意味では、事業者の方が使いやすい、活用しやすい仕組みにしていくことが大事だというふうには思うのですよね。そういう意味で、いつか事業者の方がやっていたヒアリングでも声がありましたけれども、やはり申請にすごく手間がかかる、様式が大変だという

声が大分ありましたので、そこはきちんと、しっかりとした審査をすることは前提にしながら、どういう工夫が必要なのかというのは、よく検討する必要があるんじゃないかなと思います。

一方で、これもなかなか難しいのですけれども、トップレベル事業所に認定されると削減義務率が2分の1になる、準トップレベルで4分の3ということなのですが、削減義務率が8%であった時代、17%であった時代、それから30何%みたいな時代とでは、随分削減される率の変更の差が大きいので、本当にこのままでいいのかという気もするのですが、ただ、これもトップレベル事業所の制度自体によるので、それはトップレベルの審査委員会の中でしっかりと御検討いただければいいんじゃないかなというふうに思いました。

○高村座長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

もしなければ、私も質問したいのですけれども、制度全体のことですので、どちらかというと事務局に対する御質問かと思います。スライドの4枚目のところですが、現行の制度ですと認定を受けた計画期間の終了までだったのを、認定後5年間にすることだと思いましたが、これは妥当だと思います。期間中の後半にでも申請ができて、それが5年間有効だとするのはいい制度改正だと思います。質問は、第二期に認定を受けた事業所に限ってとあるんですけれど、第三期中に認定の申請を出されて、認定を受けたところも同様に制度改正の対象となるという御趣旨でしょうか、という質問です。

それからもう一つは、先ほど大野委員がおっしゃった削減義務率についてですけれども、クラリフィケーションの質問ですが、2分の1、4分の3というのは、先ほど指摘があった、例えば、新規参入の事業所の場合、削減義務率を緩和するとすると、ダブルで義務率の緩和がかかってくるという理解でいいのかということです。つまり、現在の制度でいきますと、新規参入事業者の場合、削減義務率は最初だと8%、6%という数字だと思いますけれども、それに加えて、その削減義務率がさらに2分の1、4分の3になるのかという質問です。

今の2点も含めまして、トップレベル事業所の制度全体についての御質問もあったと思いますし、同時に、この第三期の提案についての御質問もあったと思います。事務局ないし田辺先生から、何かお答えがありましたら、お願いできればと思います。

○田辺教授 明解な答えができるわけじゃないのですけれども、トップレベル事業所の認定の仕組みについてなんですが、私も前期まで、キャップ&トレードの制度の委員会も入らせていただいていたのでお答えします。トップレベル事業所の制度は、キャップがあるから成り立つトップレベル事業所制度であって、東京都がものすごくいい名前を付けてしまったので、よいビルの評価制度のように思われています。しかしながら、これは、一般的にはキャップに伴う制度で、アーリーアクション制度です。基準年を決めてそこから何%削減しなさいというと、ものすごく頑

張って最初にいいビルを建てたり、いい事業所を運営している方は削減の余地がなくなります。最初に投資しようとする意欲が薄れるので、アーリーアクションとして、非常によいものを建てたものは義務率を削減するというの一般的な考え方です。それがトップレベル事業所です。

それを認めるために、ガイドラインが作られて、それに従って、これから新規に建築する方は、あるいは建てられて運用されている方、事業所をつくる方は、ガイドラインをよく見て、意識して、必須項目を合わせたり、それらの点数が取れるような計画をしてもらえばいいということになります。面積当たりのエネルギー消費原単位は低くなり、温室効果ガス排出量も低くなるわけです。けれども、従前からビルや事業所を持っている方は、トップレベル事業所を目指すか改修をしないといけない場合もある。しかしながら、改修のタイミングが、合わない、例えば建って10年しか経たない場合などある。また、全部改修するのかいうと、非常にそれは負担が大きい場合もある。逆に言うと、事業所がタイミングを上手く合わせて、改修してくださるとよい。削減義務が2分の1になれば、効果が大きいので、トップレベル事業所が持っている魅力は大きいと思います。

一方で、トップレベル事業所を誰でもくださいというのは、ちょっとこれは制度としては難しい。都としての排出削減目標の総量というのは決まっているわけですから、例えば、半分の事業者がトップレベルになると、全体の義務をもっとぐっと上げないといけなくなる。35%ではなくて、40%とか50%とかまで上げないと、制度としては成り立たなくなる。それで、私は今の10%ぐらいは、かなり妥当な線で、アーリーアクションを認められているのではないかなというふうに思います。

ただ、手元にあるガイドラインを見ていただくと、ボリュームがすごいですよね。相当細かく書いてあって、運用とか、コミッショニングとか、そういう体制についても問うています。使用している機械がよいと、設備がよいということだけではなくて、省エネに関する運用対策も問うています。それらが効果があるというのは実際に分かっています。しかし、申請の煩雑さを緩和するには、もう少しエビデンスの集め方というのか、どこまで帳票を出してもらおうとか、そういうものについては考えていく必要があるでしょう。点数の精度が確保できれば、やはり簡素化していくというのは、当然のことだろうというふうに思います。

それから、都とは全く議論できていないのですけれど、これからなのですが、例えば、先ほどのZEBになるようなものとか、ZEB Readyになるようなものはあっても良いのではないかと思います。私見ですが、石けんの名前みたいだと言われているのですけれど、スーパートップみたいな、削減率がものすごく低い、あるいは義務はなくてもいいよというようなものがあってもいいんじゃないかなという気はします。2分の1ではなくて、ZEB Readyで、例えば、低炭素の電源を買っていただくなど、そういうようなこともあり得るかなと考えます。これはトップレベルの審査委員会の中で議論をすべきことです。

やはり更新時期に係る設備投資を、できれば早くやってもらう、更新のタイミン

グですね。そういうものが、うまく促されるような制度になればいいと思います。

もう一つ、長くなってすみません。5ページ以降にGRESBの話が出ていますが、不動産のESG投資に関して、本当にこの1年ぐらい急激に社会が動いています。公的年金がGRESBなどを参考にして、ESG性能に優れた不動産を持っている企業に投資をする。一方で、この点数が高くないと投資をしていかないよという動きがあります。実はグリーンビルの認証として、トップレベルも入っていて、トップレベルを持っていれば、LEEDとか、CASBEEとか、BELSマークを持っているのと同様に評価をされます。二酸化炭素排出量にキャップをかける中のアーリーアクション制度からできたトップレベル事業所ですが、極めて高い評価をいただいていると感じています。

8ページなのですが、ちょっとこれは皆さん驚かれるかもしれないですけど、堀江さんの講演資料ですけど、海外の評価と比べると、なぜか、グリーンビル認証のところで、日本が点数を取れていないのです。これはBELSなどが、設計時のラベル評価なので既存建築物に普及が進んでいないためです。アメリカはEPAのベンチマークがあり、実エネルギー使用量の評価があります。ヨーロッパのEPCは、設計と言いながら、実は実運用データを変換している場合が多いのです。日本はビルの省エネを、単位面積当たりのエネルギー消費原単位の大小だけで評価すると、よいビルほど、よいテナントが入っているので、なかなか少ないことがいいことだとならないことがある。それで、難しいと言われたこの分野の指標化が抜けちゃっているのですよね。これだけ環境的にいいものが日本にあるのに国際的な評価されないという、非常に悲しいことが起こっています。先ほどの都の御紹介であった中小規模事業所の評価制度などが利用されていくと、非常に良いのではないかと思います。

トップレベルについては、これまでのものを大幅に変えることはないと思いますが、先ほど都が出された方針の資料に従って、手間も少なく、よいものが評価される制度というのが望ましいというふうに考えております。

○高村座長 ありがとうございます。事務局から、御質問にお答えできるのであれば、お願いいたします。

○東川排出量取引担当課長 いただいた質問の順番で、河口委員からの質問ということで、ぴかぴかのビルで、建てたばかりの方はどうするかという話なんですけれども、実はこのトップレベル事業所制度、制度の仕組みがちょっと建物进行评估する他の仕組みとは違まして、設計思想といいますか、そういった新築の設備そのものだけではなくて、その性能を100%引き出している、あるいは引き出すため、維持するための体制が組まれているか、その辺まで審査して、評価しているものですから、やはり建ったばかりのビルですとかは評価の対象ではなくて、一定程度のそういった実績を一緒に審査させていただいて、評価しているものとなってございます。

あともう一つ、高村先生のほうから、ダブルの評価ですかという話がありましたが、まさにそのとおりでございまして、ちょっと分かりやすく言いますと、17%

の義務がかかってる方がいましたら、何かの措置で2%引かれた場合には15%になりまして、その方がトップレベル事業所に認定されますと、7.5%になる、そういうふうにダブルの意味になっております。

一応質問という意味では、二つかなと思っております。

○高村座長 もう一つ、これは第二期に認定を受けた事業所に限っていますか。

○東川排出量取引担当課長 失礼しました。先ほどもちよっとありましたけれども、今、第四期にかかるような、例えば削減義務率ですとか、そういった仕組みについては、まだ参考・検討の話になっております。今、ここで出させていただくのは、二期中に取得された方は三期まで有効になりますが、三期中に取得された方がまた四期まで有効か、そこまではみ出して有効かというのは、また先に議論させていただこうということで、考えております。

○高村座長 ありがとうございます。

○事務局 また、河口委員からの御質問ですが、資料3のスライド16を見ていただけますでしょうか。

新規事業所の例をあげておりまして、2015年度から削減義務の対象となる事業所が、初年度の2015年度からトップレベルの認定が受けられるのかということですので、前年度の2014年度も制度の対象ではございますので、この2014年度1年間の取組がトップレベルの基準に適合していれば、義務の初年度である2015年度から緩和を受けることができます。8%の削減義務率であれば、トップレベルの認定を受けた場合、4%の削減義務からスタートできるという仕組みになっています。

○高村座長 ありがとうございます。

それでは、事務局、それから田辺先生から、御質問あるいは御意見に対してのコメント、回答がございましたけれども、追加で御質問、御意見がございましたら、お願いできますでしょうか。

よろしゅうございますか。これは資料3にも関わるということで、資料3についても、資料4の御説明を踏まえて、もし何かございましたら、御意見、御質問をいただこうと思いますけれども、いかがでしょうか。

○大野委員 資料3の中で、もともとキャップ&トレードが、今後どういうことを目指すのかという説明が4ページにありましたですね。要するにゼロカーボン事業所、ZEB、工場もあるので、ZEBと言わず、ゼロカーボン事業所というふうに言っているのだと思いますけれども、要するにCO₂排出量が、省エネルギー、エネルギー効率化と、再生可能エネルギーで、限りなくゼロに近いビルを作っていくのだというのが最終目標で、個々の事業所さんにとっても、これが言わば卒業基準ということなのだろうと思います。そういう意味では、第三期の仕組み、いろいろな仕組みも、それからトップレベル事業所の仕組みも、東京の中でできるだけ早く、こういうZEBに相当するような、そういう本当のトップランナーが出てくるような、そういうものとして作っていくということが必要なだろうというのが、基本的な考え方だと思います。

その上で、さっきの新規ビルに対して、どう緩和するかみたいな話がありましたけれども、これは、一方で新規のビルであっても、必ず運用対策で減らせる部分が相当部分あるということは明らかであるし、それからもう一つ、これまで以上に再生可能エネルギーの利用が容易になっていくということが、現状でも制度の始まった頃に比べれば、はるかに容易になっているし、それから、これが2020年、2025年と考えていくと、それは確実にそうなるので、エネルギー効率化、省エネ余地にかかわらず、減らせると。しかも、その最終目標はZEBであるということを考えると、あまり大幅な新規参入のところについて、削減義務率を割り引くというのは、そういう意味では、東京都の制度が、これは東京の行政財と東京の大規模な事業者の方が、東京という都市を脱炭素化のトップランナーにしていこうという、そういう取組について、方向性が違ってしまいますから、それはあまり安易な、新規だから緩和するという制度、少なくとも第四期についてはやるべきではないし、第三期もそれを前提に考える必要があるのではないかと思います。

○河口委員 すみません、ちょっと早めに出ないといけないので、申し訳ないんですけども、コメントというか、全体を通じたコメントなんですけれど、ここにおられる方は、ずっと環境のことをやっておられるから、こういう世界は当たり前ということだったのですけれども、ちょっと外の世界から見ると、こういうのは環境の人たちがこっそりやっているよという世界だったのが、ここ半年ぐらいですかね、急速に、そうじゃない一般の世界の人たちも、これが重要だと思うようになってきていると。

昨日、ある地方銀行で、役員向けにESG投資の話をしたのですけれども、話をする前に、昨日、一昨日のゲリラ豪雨で、会社の周りが水浸しになってみたい。そうすると、気候変動に対しての、皆さんの熱意というのは違うんですね。やっぱこれはまずいだろうみたいになってきていて、それで高村先生とか、大野先生も御参加されていますカーボンプライシングの議論だとか、社会全体が脱炭素に向かおうということが、一般常識の世界でもだんだん議論され始めているんですね。環境の世界の人たちだけではなく、急速に一般の人たちが、こういう問題に関して関心を持ち始めているという状況下で、これはすごい制度ですし、効果も上げているのですけれども、結構専門用語が多くて、一般の人は意味よく分からないみたいな、会社で私の予定表を見て、この「C&T委員会」とは何ですかとか言われて、キャップ&トレードですと言うと、何ですかそれみたいな、そういう感じなのですね。

何が言いたいかというと、かなり社会全体が、この脱炭素ということに関して、受容性が高まっている中で、一般の人向けに、分かりやすいマーケティングというか、そういうスタンスも必要ですし、逆にそれをアピールすることによって、GRESBでも使われているですとか、いろいろな形で活用できますし、これから脱炭素社会ということを、日本がやっとならなくてそこに向けて進み始めたところでありますので、これをうまく使って活用していただくような言葉の工夫だとかをされるといいかなと思いました。

○高村座長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

トップレベルの制度のところ、時間もまだありますので、私個人の意見として三つほど申し上げたいと思います。

一つは、先ほど事務局にお尋ねした三期の扱いなんですが、トップレベルの委員会で、今後御議論、御検討いただいたらいいと思うのですが、おそらく不動産を新しくする意思決定との関係でいくと、できるだけ先を見通して、この制度がどうなっていくのかを示してあげる必要があると思っております。二期に限定する御趣旨としては、まだ四期についてはどうなるか分からないので四期にまで及ぶような制度とするのはどうかと。そのとおりだと思うのですが、この制度に関していうと、かなり厳しい条件を付けて、制度運用されていると思いますので、この評価制度を少なくとも四期までを見通した形で、つまり三期の段階で認定を受けると、四期以降も何か見返りがあるということが分かるようなメッセージは出したほうがいいと思います。大変慎重に制度設計をされていると思いますが、多分不動産への投資を決定する側からすると、あと2年に限った話なのか、三期までかかる話なのかでは、意思決定に与える影響はかなり違うと思いますので。それが一つですね。

次に、今日この検討会でも、新規の投資ができるだけ早く、ZEB、あるいはゼロエミッションの事業所への転換に向かうような制度にという非常に強いメッセージが示されたと思うんですが、田辺先生から御指摘がありました、「スーパートップ事業所」と呼んでよいか分かりませんが、ほぼゼロエミッションの事業所の条件を満たすような事業所については、排出削減の義務を大きく緩和できるような、そういう考え方というのはあってもいいのかもしれないと、私も思います。

それからもう一つは、先ほど御紹介があった、国際認証、こうしたものは、中小事業者さんも含めて、広く知らせて、使っていただくような工夫が必要かなと思います。

さて、他に、もし何かございましたら、資料3と資料4を合わせて結構でございますけど。よろしいでしょうか。

それでは、資料3については、まだいろいろな意見が出ているかと思いますが、削減義務率に関わるいろいろな論点について、意見をいただきました。この意見を踏まえて、次回の検討会まで、さらに検討を事務局で進めていただきたいと思います。

後半の資料4についてですが、2020年度以降のトップレベル事業所の制度について、こうしたらいんじゃないかという要望があったかと思いますが、基本的な方向性については、御異論はなかったと思いますので、この後、よりよい第三期の制度に向けて、田辺先生を含めた、トップレベル事業所の審査委員会で議論をしていただいて、事務局で、更に詳細な制度設計を進めていただきたいと思います。

そのようなことでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、本日、予定している議事は以上かと思います。委員の皆様、田辺先生、

御議論、どうもありがとうございました。

最後に、もし委員から、全体を通して、あるいは今後のスケジュール等々含めて、御意見ございましたら。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、これで全ての議事を終えましたので、事務局に進行をお戻ししたいと思います。

○東川排出量取引担当課長 高村座長、どうもありがとうございました。また委員の皆様、御活発な議論につきまして、本当に心より御礼を申し上げます。

傍聴された方々におかれましても、議事進行への御協力について、重ねて御礼申し上げます。

本日頂戴いたしました御意見等を踏まえまして、さらに私ども検討を進めてまいりたいと存じます。

それでは以上をもちまして、本日の検討会を終了いたします。

改めまして、本日はお忙しい中、検討会に御参加いただきまして、また、御議論いただきまして、ありがとうございました。

午前10時52分 閉会